

## 平成22年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

## 【厚生労働省】

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
画像情報検索システム(中国孤児等対策室)一式の賃貸借	【援護局分】 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 口別府 敏雄 千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 複数年間のリースを前提とした契約を締結しているため。	-	3,185,400	-	-	複数年間のリースを前提とした契約を締結しているため。システムの更新にあわせて競争性のある契約に移行予定。	平成22年度	
画像情報検索システム一式の賃貸借	【援護局分】 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 口別府 敏雄 千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 複数年間のリースを前提とした契約を締結しているため。	-	30,310,164	-	-	複数年間のリースを前提とした契約を締結しているため。システムの更新にあわせて競争性のある契約に移行予定。	平成22年度	
電子入札システム一式の賃貸借及び運用業務	【会計課分】 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 口別府 敏雄 千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	東芝ソリューション株式会社 東京都中央区銀座5-2-1	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	-	287,229,600	-	-	動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	平成23年度	次期システム切替時に総務省共通システムに移行予定(当該システムは廃止)
電子入札コアシステムの保守	支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長 口別府 敏雄 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	-	3,150,000	-	-	動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	平成23年度	次期システム切替時に総務省共通システムに移行予定(当該システムは廃止)
官房系業務システム用電子計算機システムの賃貸借	【統計情報部分】 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 口別府 敏雄 千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	-	22,482,654	-	-	動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。		人事院・総務省・財務省にて策定される「人事・給与関係業務情報処理システム」導入に伴い競争入札に移行予定。
公的年金財政評価システム用クライアントサーバー一式の賃貸借	【年金局分】 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 口別府 敏雄 千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 複数年間のリースを前提とした契約を締結しているため。	-	1,936,236	-	-	複数年間のリースを前提とした契約を締結しているため。システムの更新にあわせて競争性のある契約に移行予定。	平成23年度	
汎用申請・届出等省内処理システム機能変更等業務	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 口別府 敏雄 千代田区霞が関1-2-2	平成21年5月7日	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	-	3,337,664	-	-	汎用申請・届出等省内処理システムは日本ユニシス株式会社によって開発・運用されており、本システムの改善業務の実施において、影響調査や機能改善・移行作業等を効果的・効率的に行うことは同社以外には困難であるため、本システムの更改(平成22年1月)までは移行困難である。	平成22年度	
電子入札システム一式の賃貸借及び運用業務	支出負担行為担当官 厚生労働省医政局長外口 崇 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	-	17,963,946	-	-	動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	平成23年度	次期システム切替時に総務省共通システムに移行予定(当該システムは廃止)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
業務処理用電子計算機の賃貸借及び保守	支出負担行為担当官厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長 前田芳延 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	-	1,275,585,510	-	-	一般競争入札を実施した結果、仮に日本ユニシス(株)製以外のホストコンピュータとなった場合、他社製のOS及びミドルウェアとの連絡を構築するためにはサブシステムを構成する全てのプログラムについて、確認・修正を行う必要が生じる。さらに、プログラム修正作業を行うためには、プログラムの構造を正確に分析する必要があるが、設計書やプログラムコードについて使用・分析する必要があるが、プログラム製造契約上、設計書及びプログラムの著作権については国と日本ユニシス(株)の双方が有することとなり、日本ユニシス(株)の許諾が得られず公開できない。よってユニシス製以外の機種となることは、システムの安定稼働及び著作権の保護の点で支障が生じるため、システム更改までは移行困難である。	平成22年度	徴収勘定と連名契約 総額 2,319,246,372円  (次期システム更改後に当該システムは廃止)
労災行政情報管理システムの運用等に伴うシステムエンジニアによる技術援助業務に関する契約	支出負担行為担当官厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長 前田芳延 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	-	179,838,750	-	-	システムエンジニアによる技術支援に関しては、各システム及び各業務に精通していることが必要である。また、労災システムにおけるプログラム等を熟知するためには、プログラム設計書等を正確に把握する必要がある。一般競争入札による契約を行うためには、設計書等を公開する必要があるが、これらの著作権が国と日本ユニシス(株)に帰属しており、日本ユニシス(株)の許諾を得られず公開できないため、システム更改までは移行困難である。	平成22年度	(次期システム更改後に当該契約は廃止)
汎用申請・届出等省内処理システム機能変更等業務	支出負担行為担当官厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長 前田芳延 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年5月7日	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	-	1,505,221	-	-	汎用申請・届出等省内処理システムは日本ユニシス株式会社によって開発・運用されており、本システムの改善業務の実施において、影響調査や機能改善・移行作業等を効果的・効率的に行うことは同社以外には困難であるため、本システムの更改(平成21年度)までは移行困難である。	平成22年度	
雇用保険トータルシステムに係る電子計算機組織一式の賃貸借	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	会計法第29条の3第4項 本システムは、当該電子計算機で動作するように開発されており、動作環境の互換性から、他の電子計算機では稼働できないものであるため。	-	2,316,313,512	-	-	雇用保険トータルシステムに係る電子計算機組織一式の機器については、当該機器で動作するように開発されており、動作環境の互換性から他の電子計算機では稼働できないものであるため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	
雇用保険トータルシステムの運用管理業務	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	-	99,939,420	-	-	雇用保険トータルシステムの運用管理業務については、動作環境の互換性からシステム開発業者以外には対応不可能な部分が存在するため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	
職業安定行政システムに係る通信回線サービスの提供	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	会計法29条の3第4項 業者を変更するには、回線導入工事、機器の搬入、通信機器の設定等を行うことが必要であり、動作環境の互換性から開発・機器提供者以外には行うことができないものであるため	-	1,439,136,468	-	-	職業安定行政システムの端末装置を導入するには、ネットワーク基盤の全体設計、各種通信機器等の物理構成の特性等を熟知している必要があるが、動作環境の互換性から開発・機器提供者以外には行うことができないものであるため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改まで移行困難である。	平成23年度	
職業安定行政システムに係る電子計算機システムの賃貸借	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	会計法第29条の3第4項 本システムは、当該電子計算機で動作するように開発されており、動作環境の互換性から他の電子計算機では稼働できないものであるため。	-	540,722,700	-	-	職業安定行政システムに係る電子計算機は、当該機器で動作するように開発されており、動作環境の互換性から他の電子計算機では稼働できないものであるため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
総合的雇用情報システム専用端末装置一式の賃貸借	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	株式会社シー・エス・エス 東京都新宿区下落合1-5-22	会計法第29条の3第4項 本システムの端末として専用に開発されたものであり、代替物は他に存在しないため。	—	8,496,328,176	—	—	総合的雇用情報システム専用端末装置は、専用品として開発されたものであり、代替物は他に存在せず、その取扱いとは他で行っていないため。平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	
総合的雇用情報システムの運用管理業務	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	株式会社シー・エス・エス 東京都新宿区下落合1-5-22	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から機器提供者以外には行うことができないものであるため。	—	244,440,000	—	—	総合的雇用情報システムの運用管理業務については、障害時の迅速な対応等、専用機器の内部構成を熟知している必要があり、機器提供者以外には行うことができないものであるため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改まで移行困難である。	平成23年度	
総合的雇用情報システムの稼働支援業務	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	—	477,750,000	—	—	総合的雇用情報システムの稼働支援業務については、システムトラブルへの迅速な対応、業務運用に必要な各種情報の設定等当該システムの構成等を熟知している必要があり、システム開発業者以外には行うことができないものであるため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	
しごと情報ネットシステム電子計算機組織一式の賃貸借	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	株式会社シー・エス・エス 東京都新宿区下落合1-5-22	会計法第29条の3第4項 本システムは、当該電子計算機で動作するように開発されており、動作環境の互換性から他の電子計算機では稼働できないものであるため。	—	230,762,196	—	—	しごと情報ネットシステム電子計算機組織一式の機器については、当該機器で動作するように開発されており、動作環境の互換性から他の電子機器では稼働できないものであるため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	
ハローワークインターネットサービス・しごと情報ネットの運用管理業務(総合管理)	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	株式会社シー・エス・エス 東京都新宿区下落合1-5-22	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	—	174,961,080	—	—	ハローワークインターネットサービス・しごと情報ネットの運用管理業務(総合管理)については、動作環境の互換性から開発業者以外には対応不可能な部分が存在するため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	
ハローワークインターネットサービスシステム電子計算機組織一式の賃貸借	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	株式会社シー・エス・エス 東京都新宿区下落合1-5-22	会計法第29条の3第4項 本システムは、当該電子計算機で動作するように開発されており、動作環境の互換性から他の電子計算機では稼働できないものであるため。	—	232,284,384	—	—	ハローワークインターネットサービスシステム電子計算機組織一式については、当該機器で動作するように開発されており、動作環境の互換性から他の電子計算機では稼働できないものであるため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	
職業安定行政システムの運用管理業務	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	株式会社シー・エス・エス 東京都新宿区下落合1-5-22	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発関連業者以外には実施することができないものであるため。	—	576,298,800	—	—	職業安定行政システムの運用管理業務は、システム環境を熟知していなければ行うことができないものであり、動作環境の互換性から開発関連業者以外には実施することができないものであるため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	
雇用保険トータル・システム等の特別仕様消耗品	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	エヌ・ティ・ティ・データカスタマサービス株式会社 東京都江東区豊洲3-3-9	会計法第29条の3第4項 本システムで使用されている消耗品については、本体端末装置と同様に専用の仕様になっており、市場には流通しておらず、取り扱っているのが当該業者のみであるため。	—	(25,238,430)	—	—	雇用保険トータル・システム等の特別仕様消耗品については、動作環境の互換性から製造業者のみが調達物件を扱っているため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	単価契約

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
学生職業総合支援センター情報データベース用機器の賃貸借等	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	株式会社シー・エス・エス 東京都新宿区下落合1-5-22	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から機器提供会社以外には行うことができないものであるため。	-	125,162,268	-	-	学生職業総合支援センター情報データベース用機器については、動作環境の互換性から機器提供会社以外には不可能であるため平成23年度の学生職業総合支援センター情報データベースの更改までは移行困難である。	平成23年度	
高卒者就職支援システム用機器の賃貸借等	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	株式会社シー・エス・エス 東京都新宿区下落合1-5-22	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から機器提供会社以外には行うことができないものであるため。	-	53,091,696	-	-	高卒者就職支援システム用機器については動作環境の互換性から機器提供会社以外には不可能である。このため平成23年度の高卒者就職支援システム更改まで移行困難である。	平成23年度	
学生職業総合支援センター情報データベース及び高卒システムの運用管理(総合管理)	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	株式会社シー・エス・エス 東京都新宿区下落合1-5-22	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から機器提供会社以外には行うことができないものであるため。	-	104,580,000	-	-	学生職業総合支援センター情報データベース及び高卒システムの障害に対して迅速な対応を行う必要があるが、システム構成機器の設定情報やアプリケーション仕様を熟知し、さらにシステムの動作仕様を熟知している必要があり、契約の相手として他の業者を選定することが不可能である。このため、平成23年度の学生職業総合支援センター情報データベース及び高卒システム更改までは移行困難である。	平成23年度	
高卒システム、学生センターインターネット通信料	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	ソフトバンクBB株式会社 東京都港区東新橋1-9-1	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から機器提供会社以外には行うことができないものであるため。	-	2,268,000	-	-	学生職業総合支援センター情報データベース及び高卒システムではインターネット回線を使用し常時稼働させ運用を行っており、インターネットサービスプロバイダを変更する場合、回線の敷設し直し及びインターネットのIPアドレスを変更しなければならず、動作環境の互換性から、平成23年度の学生職業総合支援センター情報データベース及び高卒システム更改までは移行困難である。	平成23年度	
電子入札システム一式の賃貸借及び運用業務	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	-	48,901,853	-	-	動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	平成23年度	次期システム切替時に総務省共通システムに移行予定(当該システムは廃止)
学生職業総合支援センター情報データベース通信回線の借用及び保守	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	-	16,948,260	-	-	学生職業総合支援センター情報データベースについては業者を変更する場合、回線の敷設し直し及びインターネットのIPアドレスを変更しなければならず、動作環境の互換性から、平成23年度の学生職業総合支援センター情報データベース及び高卒システム更改までは移行困難である。	平成23年度	
FUJITSU GS8900/20S 電子計算機組織一式の賃貸借	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項 総合的雇用情報システムは、当該電子計算機で動作するように開発されており、動作環境の互換性から、他の電子計算機では稼働できないものであるため。	-	1,209,348,000	-	-	総合的雇用情報システムは、当該電子計算機で動作するように開発されており、動作環境の互換性から他の電子計算機では稼働できないものであるため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改まで移行困難である。	平成23年度	
職業安定行政システムに係る電子計算機組織一式の賃貸借	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項 本システムは、当該電子計算機で動作するように開発されており、動作環境の互換性から他の電子計算機では稼働できないものであるため。	-	374,488,200	-	-	職業安定行政システムに係る電子計算機は、当該機器で動作するように開発されており、動作環境の互換性から他の電子計算機では稼働できないものであるため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
インターネット求人受理システム電子計算機組織一式の賃貸借	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項 本システムの電子計算機は総合的雇用情報システムに沿って開発されており、動作環境の互換性から、他の電子計算機では稼働できないものであるため。	—	63,025,200	—	—	インターネット求人受理システム電子計算機組織一式の機器については、総合的雇用情報システムのサブシステムとして導入され、当該機器で動作するように開発されており、動作環境の互換性から他の電子機器では稼働できないものであること。また、富士通株式会社は総合的雇用情報システムの開発業者であるが、リース業を行っていないことから、同社が指定するセンチュリー・リーシング・システム株式会社と契約を行っているものであるため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	
職業安定行政システムに係る端末装置一式の賃貸借	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	株式会社富士通ビジネスシステム 東京都文京区後楽1-7-27	会計法第29条の3第4項 本システムの端末は、端末導入時にアプリケーションの導入・設定等をしており、動作環境の互換性から他の端末装置では稼働できないものであるため。	—	166,539,240	—	—	職業安定行政システムの端末は、端末導入時にアプリケーションの導入・設定等をしており、動作環境の互換性から他の端末装置では稼働できないものであるため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	
総合的雇用情報システムに係る特別仕様消耗品一式	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	沖電気工業株式会社 東京都港区芝浦4-10-16	会計法第29条の3第4項 本システムで使用されている消耗品については、本体端末装置と同様に専用の仕様になっており、市場には流通しておらず、取り扱っているのが当該業者のみであるため。	—	(874,248,000)	—	—	総合的雇用情報システムに係る特別仕様消耗品については、動作環境の互換性から製造業者のみが調達物件を扱っているため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改まで移行困難である。	平成23年度	単価契約
総合的雇用情報システム専用回線使用料	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法29条の3第4項 業者を変更するには、回線導入工事、機器の搬入、通信機器の設定等を行うことが必要であり、開発業者以外には行うことができないものであるため。	—	428,000,000	—	—	総合的雇用情報システムでは、専用回線を通じて日々職業紹介業務を実施しており、回線変更作業のための期間、回線を停止させることが困難であるため、平成23年度の職業安定行政関係システム(仮称)更改までは移行困難である。	平成23年度	
汎用申請・届出等省内処理システム機能変更等業務	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口卓 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年5月7日	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	—	10,471,104	—	—	汎用申請・届出等省内処理システムは日本ユニシス株式会社によって開発・運用されており、本システムの改善業務の実施において、影響調査や機能改善・移行作業等を効果的・効率的に行うことは同社以外には困難であるため、本システムの更改(平成21年度)までは移行困難である。	平成22年度	
業務処理用電子計算機賃貸借契約	支出負担行為担当官厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長 小鹿昌也 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1-1-1	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	1,043,660,862	1,043,660,862	100%	—	一般競争入札を実施した結果、仮に日本ユニシス(株)製以外のホストコンピュータとなった場合、他社製のOS及びミドルウェアとの連絡を構築するためにはサブシステムを構成する全てのプログラムについて、確認・修正を行う必要が生じる。さらに、プログラム修正作業を行うためには、プログラムの構造を正確に分析する必要があるが、設計書やプログラムコードについて使用・分析する必要があるが、プログラム製造契約上、設計書及びプログラムの著作権については国と日本ユニシス(株)の双方が有することになっており、日本ユニシス(株)の許諾を得られず公開できない。よってユニシス製以外の機種となることは、システムの安定稼働及び著作権の保護の点で支障が生じるため、システム更改までは移行困難である。	平成22年度	次期システム稼働後順次終了予定
労働保険適用徴収システム運用支援業務	支出負担行為担当官厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長 小鹿昌也 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1-1-1	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため。	165,978,530	156,281,475	94%	—	一般競争入札による契約を行うためには、プログラム設計書等を公開する必要があるが、これらの著作権については開発業者である日本ユニシス(株)に帰属しており、日本ユニシス(株)の許諾を得られず公開できないため、開発業者以外には受託することができないため、システム更改までは移行困難である。	平成22年度	次期システム稼働後順次終了予定

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
労働保険適用徴収システム電子申請機能におけるリモート監視業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小 鹿昌也 東京都千代田区霞が関1- 2-2	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ ティ・データ 第二公共システム 事業本部 東京都江東区豊 洲3-3-3	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外 には行うことができないものであるた め。	21,644,658	21,373,065	99%	—	一般競争入札による契約を行うためには、プログラム設計書等を 公開する必要があるが、これらの著作権については開発業者であ る(株)エヌ・ティ・ティ・データに帰属しており、(株)エヌ・ティ・ティ・ データの許諾を得られず公開できないため、開発業者以外には受 託することができないため、システム更改までは移行困難である。	平成22年度	次期システム稼働 後順次終了予定
労働保険適用徴収システム技術支援業務(地方 端末に係る技術支援業務)	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小 鹿昌也 東京都千代田区霞が関1- 2-2	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ ティ・データ 第二公共システム 事業本部 東京都江東区豊 洲3-3-3	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外 には行うことができないものであるた め。	13,300,194	10,276,875	77%	—	技術支援に関しては、各システム及び各業務に精通していること が必要であり、また、ハードウェア及びソフトウェアの両面について 十分熟知していることが必要である。一般競争入札による契約を 行うためには、プログラム設計書等を公開する必要があるが、これ らの著作権については開発業者である(株)エヌ・ティ・ティ・データに 帰属しており、(株)エヌ・ティ・ティ・データの許諾を得られず公開で きないため、開発業者以外には受託することができないため、シス テム更改までは移行困難である。	平成22年度	次期システム稼働 後順次終了予定
労働保険適用徴収システム技術支援業務(業務 処理用電子計算機に係 る技術支援業務)	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小 鹿昌也 東京都千代田区霞が関1- 2-2	平成21年4月1日	日本ユニシス(株) 東京都江東区豊 洲1-1-1	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外 には行うことができないものであるた め。	20,638,233	20,412,000	99%	—	技術支援に関しては、各システム及び各業務に精通していること が必要であり、また、ハードウェア及びソフトウェアの両面について 十分熟知していることが必要である。一般競争入札による契約を 行うためには、プログラム設計書等を公開する必要があるが、これ らの著作権については開発業者である日本ユニシス(株)に帰属し ており、日本ユニシス(株)の許諾を得られず公開できないため、開 発業者以外には受託することができないため、システム更改まで は移行困難である。	平成22年度	次期システム稼働 後順次終了予定
労働保険電子申請サ ポートセンター運用業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小 鹿昌也 東京都千代田区霞が関1- 2-2	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ ティ・データ 第二公共システム 事業本部 東京都江東区豊 洲3-3-3	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外 には行うことができないものであるた め。	13,315,050	12,934,278	97%	—	一般競争入札による契約を行うためには、プログラム設計書等を 公開する必要があるが、これらの著作権については開発業者であ る(株)エヌ・ティ・ティ・データに帰属しており、(株)エヌ・ティ・ティ・ データの許諾を得られず公開できないため、開発業者以外には受 託することができないため、システム更改までは移行困難である。	平成22年度	次期システム稼働 後順次終了予定
電子入札システム一式 の賃貸借及び運用業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小 鹿昌也 東京都千代田区霞が関1- 2-2	平成21年4月1日	東芝ソリューション 株式会社 東京都港区芝浦1 -1-1	国の物品等又は特定役務の調達手続 の特例を定める政令第13条第1項第2 号 動作環境の互換性から開発業者以外 には行うことができないものであるた め。	1,995,994	1,995,994	100%	—	動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないもの であるため。	平成23年度	次期システム切替 時に総務省共通シ ステムに移行予定 (当該システムは廃 止)
電子入札コアシステムの 保守	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小 鹿昌也 東京都千代田区霞が関1- 2-2	平成21年4月1日	財団法人日本建 設情報総合セン ター 東京都港区赤坂7 -10-20	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 動作環境の互換性から開発業者以外 には行うことができないものであるた め。	21,889	21,889	100%	—	動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないもの であるため。	平成23年度	次期システム切替 時に総務省共通シ ステムに移行予定 (当該システムは廃 止)
汎用申請・届出等省内処 理システム機能変更等 業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小 鹿昌也 東京都千代田区霞が関1- 2-2	平成21年5月7日	日本ユニシス株式 会社 東京都江東区豊 洲1-1-1	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外 には行うことができないものであるた め。	—	2,094,221	—	—	汎用申請・届出等省内処理システムは日本ユニシス株式会社によ って開発・運用されており、本システムの改善業務の実施におい て、影響調査や機能改善・移行作業等を効果的・効率的に行うこと は同社以外には困難であるため、本システムの更改(平成22年1 月)までは移行困難である。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
感染症情報収集提供システムハウジングサービス料	支出負担行為担当官 成田空港検疫所総務課長 千葉県成田市古込字古込1-1	平成21年4月1日	空港情報通信株式会社 千葉県成田市成田空港内情報通信センター	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため	3,780,000	3,780,000	100%	—	契約の相手方以外に提供できる業者が存在しなかったため	平成22年度	
空港情報サービス提供料	支出負担行為担当官 成田空港検疫所総務課長 千葉県成田市古込字古込1-1	平成21年4月1日	空港情報通信株式会社 千葉県成田市成田空港内情報通信センター	会計法第29条の3第4項 動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため	1,451,520	1,451,520	100%	—	契約の相手方以外に提供できる業者が存在しなかったため	平成22年度	
電気料(センター分)	支出負担行為担当官 横浜検疫所総務課長 皆尾 忍 神奈川県横浜市中区海岸通1-1	平成21年4月1日	東京電力株式会社	会計法第29条の12 長期継続契約	3,048,557	(3,048,557)	100%	—	容量が大きく、契約の相手方以外に提供できる業者が存在しなかったため	平成22年度	長期継続契約
液体クロマトグラフ質量分析計1式ほか2件賃貸借 1件	支出負担行為担当官 神戸検疫所総務課長 石灘 務 神戸検疫所 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	平成21年4月1日	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3-3-23	会計法第29条の3第4項 契約の相手方に提示した賃貸借予定期間中であり、現在使用している機器を継続して借り上げることにより新規に機器を設置する場合に必要な設置等経費や調整が不要となるため。	8,808,975	8,808,975	100%	—	平成22年3月までの継続した契約のため	平成22年度	
カルテ検索装置保守点検業務	東京都中央区築地5丁目1番1号 支出負担行為担当官国立がんセンター中央病院 運営局次長 平田 強	平成21年4月1日	株式会社イトーキ テクニカルサービス 東京都中央区新富2-14-4	会計法29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第4号 当該装置は株式会社イトーキ社製であり、同社製品の修理及び保守管理業務に関しては、専門業者である株式会社イトーキテクニカルサービスが最も信頼できる為。	—	3,596,250	—	—	当該装置は株式会社イトーキ社製であり、同社製品の修理及び保守管理業務に関しては、専門業者である株式会社イトーキテクニカルサービスが最も信頼できる為。	平成22年度	
SASソフトウェアプロダクト(サーバー用)利用料	東京都中央区築地5丁目1番1号 支出負担行為担当官国立がんセンター中央病院 運営局次長 平田 強	平成21年4月1日	SAS Institute Japan 株式会社 東京都中央区勝どき1-13-1	会計法第29条の3第4項 SASソフトウェアは、SASInstituteJapan株式会社のみが供給している為	—	9,161,460	—	—	SASソフトウェアは、SASInstituteJapan株式会社のみが供給している為	平成22年度	
SASソフトウェアプロダクト(端末用)利用料	東京都中央区築地5丁目1番1号 支出負担行為担当官国立がんセンター中央病院 運営局次長 平田 強	平成21年4月1日	SAS Institute Japan 株式会社 東京都中央区勝どき1-13-1	会計法第29条の3第4項 SASソフトウェアは、SASInstituteJapan株式会社のみが供給している為	—	2,007,180	—	—	SASソフトウェアは、SASInstituteJapan株式会社のみが供給している為	平成22年度	
ゲノム網羅的疾患及び薬物応答関連遺伝子探索における研究デザイン~1式の費用として	東京都中央区築地5丁目1番1号 支出負担行為担当官国立がんセンター中央病院 運営局次長 平田 強	平成21年4月1日	株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1-6-6	会計法第29条の3第4項 研究期間の関係から平成21年度までは随意契約。	—	17,850,000	—	—	研究期間の関係から平成21年度までは随意契約。 ※22年度以降は、公募により業者選定を行う。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
築地・柏間WAN回線提供サービス	東京都中央区築地5丁目1番1号 支出負担行為担当官国立がんセンター中央病院 運営局次長 平田 強	平成21年4月1日	日本アイ・ビー・エム株式会社 東京都港区六本木3-2-12	会計法第29条の3第4項 国立がんセンターにおける他の既存システム(情報システム・新がんネット等)を同一システムとして保守、運用支援できる等の整合性が求められるため他社との競合の余地はないと判断したため。	—	12,700,800	—	—	国立がんセンターにおける他の既存システム(情報システム・新がんネット等)を同一システムとして保守、運用支援できる等の整合性が求められるため他社との競合の余地はないと判断したため。	平成22年度	
がん予防・検診研究センター情報システム用機器賃借(再リース分)	東京都中央区築地5丁目1番1号 支出負担行為担当官国立がんセンター中央病院 運営局次長 平田 強	平成21年4月1日	日本アイ・ビー・エム株式会社 東京都港区六本木3-2-12	会計法第29条の3第4項 経費抑制を目的として再度賃借した為	—	1,002,960	—	—	再度賃借借契約をすることにより、経費抑制になるため。	平成22年度	
電話交換機システム賃借	東京都中央区築地5丁目1番1号 支出負担行為担当官国立がんセンター中央病院 運営局次長 平田 強	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項 経費抑制を目的として再度賃借した為	—	3,098,460	—	—	再度賃借借契約をすることにより、経費抑制になるため。	平成22年度	
デジタルコードレス電話機賃借	東京都中央区築地5丁目1番1号 支出負担行為担当官国立がんセンター中央病院 運営局次長 平田 強	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項 経費抑制を目的として再度賃借した為	—	1,000,440	—	—	再度賃借借契約をすることにより、経費抑制になるため。	平成22年度	
電子複写機賃借(中央病院)	東京都中央区築地5丁目1番1号 支出負担行為担当官国立がんセンター中央病院 運営局次長 平田 強	平成21年4月1日	富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木3-1-1	会計法第29条の3第4項 経費抑制を目的として再度賃借した為	—	(1,440,450)	—	—	再度賃借借契約をすることにより、経費抑制になるため。	平成22年度	単価契約
電子複写機賃借(検診センター)	東京都中央区築地5丁目1番1号 支出負担行為担当官国立がんセンター中央病院 運営局次長 平田 強	平成21年4月1日	富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木3-1-1	会計法第29条の3第4項 経費抑制を目的として再度賃借した為	—	(3,032,452)	—	—	再度賃借借契約をすることにより、経費抑制になるため。	平成22年度	単価契約
電子複写機保守(病院分)	東京都中央区築地5丁目1番1号 支出負担行為担当官国立がんセンター中央病院 運営局次長 平田 強	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネズソリューションズ株式会社 東京都文京区本郷2-4-4	会計法第29条の3第4項 賃借(リース)契約をしている当該業者の複写機についてのメンテナンスであり、他に対応できる相手がいないため。	—	(4,890,421)	—	—	賃借(リース)契約をしている当該業者の複写機についてのメンテナンスであり、他に対応できる相手がいないため。	平成22年度	単価契約
電子複写機保守(中央病院)	東京都中央区築地5丁目1番1号 支出負担行為担当官国立がんセンター中央病院 運営局次長 平田 強	平成21年4月1日	富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木3-1-1	会計法第29条の3第4項 賃借(リース)契約をしている当該業者の複写機についてのメンテナンスであり、他に対応できる相手がいないため。	—	(8,757,213)	—	—	賃借(リース)契約をしている当該業者の複写機についてのメンテナンスであり、他に対応できる相手がいないため。	平成22年度	単価契約
電子複写機保守(検診センター)	東京都中央区築地5丁目1番1号 支出負担行為担当官国立がんセンター中央病院 運営局次長 平田 強	平成21年4月1日	富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木3-1-1	会計法第29条の3第4項 賃借(リース)契約をしている当該業者の複写機についてのメンテナンスであり、他に対応できる相手がいないため。	—	(3,749,273)	—	—	賃借(リース)契約をしている当該業者の複写機についてのメンテナンスであり、他に対応できる相手がいないため。	平成22年度	単価契約